

平成19年9月25日

長崎県建設業協会会長  
長崎県中小建設業協会会長  
長崎県造園業建設業協会会長  
長崎県ほ装協会会長  
長崎県工務店連合会会長  
長崎県下水道建設業協会会長  
長崎県管工事協会会長  
長崎県建造物解体工業会会長  
長崎県トンネル協会会長  
長崎県港湾漁港建設業協会会長

様

長崎県土木部長

「県内下請企業を使用しない理由書」について

日頃より、県の土木行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、県内企業の活用への取り組みとして、平成19年10月1日以降に起工の工事がかつ請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請人を使用する場合、（離島の地方機関においては、管外の下請人を使用する場合、）請負者は、その理由を付した書面（様式-4：「長崎県内下請企業を使用しない理由書」）を、工事完成後に、県内企業活用状況管理システム（平成19年4月4日付け19建企第13号により通知）によって、監督職員へ提出していただく事としますので、関係各位への周知をお願いいたします。

# 長崎県内下請企業を使用しない理由書 ( 完成 )

平成 年 月 日

様

商号又は  
名称

印

営業所名

代表者名

所在地

発注番号

工事番号

工事名

工事場所

請負金額

請負 区分	県内 県外 区分	商号又は名 称 営業所名	所在地	工 種	理 由